

フィンランド特許登録庁 (P R H) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 F I . I
国内処理請求書（特許）	附属書 F I . II
国内処理請求書（実用新案）	附属書 F I . III

略語のリスト

国内官庁：	フィンランド特許登録庁（P R H）
P A：	特許法
P D：	特許令

指定（又は選択）官庁 F I	フィンランド特許登録庁 (P R H) 国内段階に入るための要件の概要	概要 F I
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	フィンランド特許登録庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	EUR 500	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語、フィンランド語又はスウェーデン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、出願人の選択により最初に提出したもの又は補正されたもの）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、出願人の選択により最初に提出したもの又は国際予備審査報告の附属書により補正されたもの）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？ ¹	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	2024年1月1日以降に行われた特許出願について認める	

[次頁に続く]

¹ 基本手数料がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われている場合、翻訳文又は写しはその期間の満了から2か月以内に提出できる。ただし、翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料が2か月以内に支払われていることを条件とする。

F I	フィンランド特許登録庁 (P R H) (続き)	F I
国内手数料 ²	通貨：ユーロ (EUR) 特許について： 基本手数料 …… EUR 540 電子出願についての基本手数料 …… EUR 430 15個を超える各請求の範囲に ついての手数料 ³ …… EUR 50 翻訳文又は写しの遅延提出の ための追加手数料 ⁴ …… EUR 140 最初の3年分の年金 ⁵ …… EUR 135 実用新案について： 登録手数料 …… EUR 280 －電子出願の場合 …… EUR 230 5個を超える各請求の範囲に ついての手数料 ³ …… EUR 25 翻訳文又は写しの遅延提出の ための追加手数料 ⁴ …… EUR 120	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	な し	
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2) ⁶	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及び あて名 ⁷ 出願人が発明者でない又は唯一の発明者でない場合には，発明 についての出願人の権利を正当化する陳述書 ⁷ 出願人がフィンランドに居住していない場合は，代理人の選任 国際出願の翻訳文，特許について1通，実用新案について1通 国際出願が特許及び実用新案の両方である場合は，委任状（該 当すれば）2通	
誰が代理人として行為できるか？	欧州経済領域に居住している自然人又は法人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	

2 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

3 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 脚注1を参照。

5 特許法第31条に基づき出願手続が続行された日前若しくは同法第38条に基づき手続処理が開始された日前に開始していた年金年，又は同日付から2か月以内に開始する年金年については，いずれの場合であっても，出願手続が続行された又は他の手続がされた日から2か月目の月の末日まで，国際出願の更新年金の支払期日は到来しない。

6 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

FI. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書FI. II（特許）及び附属書FI. III（実用新案）参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

PD Sec. 3

PA Sec. 8

FI. 02 手続言語

国際出願の明細書、請求の範囲、図面の中の説明及び要約は、フィンランド語、スウェーデン語又は英語で作成しなければならない。フィンランド語又はスウェーデン語による出願の場合には、出願が公衆の利用可能な状態に置かれる前に、請求の範囲及び要約を他の2つの言語に翻訳しなければならない。ただし国内官庁は、国際出願を構成する書類に該当しないすべての書類について翻訳文の要求を差し控えること、又はフィンランド語、スウェーデン語若しくは英語以外の言語による翻訳文を認めることができる。異議及び審判手続の言語はフィンランド語又はスウェーデン語とする。

PA Sec. 31(2)

FI. 03 翻訳文（遅延提出）

出願人は、国際出願の翻訳文をP C T第22条又は第39条(1)の規定に基づき適用される期間内に提出していない場合であっても、概要に示された国内手数料を期間内に支払えば、更に2箇月の期間内に翻訳文を提出することができる。ただし、概要に示されている翻訳文の遅延提出のための追加手数料を当該2箇月の期間内に支払う場合に限る。

FI. 04 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

FI. 05 翻訳文（発明の単一性を欠いている場合）

発明の単一性を欠くために国際出願の一部が国際調査の対象とならなかった場合には、国際出願のうち国際調査の対象となった部分のみの翻訳文が要求される。ただし、出願人が調査が行われなかった部分を維持するよう希望する場合には、当該部分の翻訳文も提出しなければならない（FI. 08も参照）。

FI. 06 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書FI. I に概説されている。

PA Sec. 12

33

FI. 07 委任状

代理人は別個の委任状（写し若しくは謄本でもよい）の提出又はFI. 01の特別の様式（附属書FI. II 及びFI. III参照）により選任することができる。期間については概要を、言語についてはFI. 02を参照されたい。

PCT Art. 17(3)(b)

34(3)(c)

PA Sec. 36

37

FI. 08 追加のフィンランド調査又は審査報告（発明の単一性を欠いている場合）

国際出願が発明の単一性の要件を満たしておらず、出願人が国際調査機関若しくは国際予備審査機関に追加の調査手数料又は追加の予備審査手数料を支払わなかったために、国際出願の一部が国際調査又は国際予備審査の対象とならなかった場合、国内官庁はフィンランド語に翻訳された出願に関し、この判断が正しいか否かについて決定する。この判断が正しいとされた場合、国内官庁は決定の通知の送付後2箇月以内に追加手数料を支払うよう出願人に求める。手数料の額は附属書FI. I に示されている。出願人が追加手数料を支払わなければ、国際調査又は国際予備審査の対象とならなかった国際出願の部分は取り下げられたものとみなされる。2011年11月1日以降に行われる国際出願はフィンランド語、スウェーデン語又は英語に翻訳することができる。

PA Sec.	19 20	FI. 09 公告手数料 出願人は、出願が特許付与可能である旨の通知があった日から2箇月以内に、公告手数料を支払わなければならない。手数料の額は附属書FI. Iに記載されている。
PA Sec.	8(6) 40 to 42	FI. 10 年金 年金は国際出願日に続く各年に対し支払わなければならない。最初の3年間の年金の支払日は概要を参照されたい。その後の年金は国際出願日の各年の応当日の属する月の末日までに支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日の属する月から6箇月目の末日までは、遅延支払のための20%の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書FI. Iに示されている。年金は国内段階に入るための手続後2箇月以内であれば（月末の日まで延長される）割増料なしで支払うことができる。
PCT Art.	28 41	FI. 11 出願の補正及びその時期 出願人は出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、国内官庁に対し次の修正をすることができる。
PA Sec.	13	
PA Sec.	34	(i) 優先日又は国際出願日から35箇月以内：欠陥の補充及び自発補正
PD Sec.	52b	
PA Sec.	19	(ii) 特許付与の決定まで：PCT第5条及び第7条に基づく一般的要件を満たす必要がある場合、明細書及び図面の変更又は追加。国内官庁が他の方法を認める場合を除き、請求の範囲の補正又は追加は、すべての請求の範囲を番号順に記載した新しい書類を提出して行わなければならない。請求の範囲を追加する場合、出願人は追加の根拠を明示した説明書を同時に提出しなければならない。
PD Sec.	19 to 24	
PCT Art.	25	FI. 12 PCT第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の受領の日から60日以内に市場裁判所に上訴することができる。
PA Sec.	38 72	
PD Sec.	52	
PCT Art.	24(2) 48(2)	FI. 13 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。
PA Sec.	71a 71b	FI. 14 出願人が状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず、国際段階における又は国内官庁に対する期間を遵守することができず、出願人の権利に不利益となる場合には、権利の回復を請求することができる。回復請求は、手続不履行の理由解消から2箇月以内であって、不遵守期間の満了後1年以内に書面で行わなければならない。当該2箇月の期間内に不履行の手続を完了させ、権利回復手数料（附属書FI. I参照）を支払わなければならない。請求には根拠となる理由を記載し、依拠する事実を述べなければならない。
PCT Rule	49.6(a)	
PA Sec.	15 19	FI. 15 出願に関する手続の回復は、出願人が国内官庁により特定の手続について定められている期間を遵守しなかった場合に請求することができる。手続の回復は、PCT及びPCT規則に定める期間の不遵守について請求することができない。手続の回復請求は、権利付与の処理を回復する効果を有する。ただし、遵守しなかった期間の満了から4箇月以内であり、請求が書面で行われ、権利回復手数料（附属書FI. I参照）が支払われ、不履行の手続が完了している場合に限る。
PCT Rule	49bis.1 (a),(b) 76.5	FI. 16 実用新案 出願人がフィンランドにおいて、国際出願に基づき、 － 特許に代えて、又は － 特許に追加して、 実用新案登録の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

国際出願が特許に代えて実用新案を求めるものである場合の要件は基本的に特許と同様であるが、次を例外とする。

- － 実用新案保護は方法を対象としない。
- － 実用新案出願には要約を含まない。
- － フィンランド語又はスウェーデン語による国際出願の翻訳文 1 通を提出しなければならない。
- － 出願人は印刷手数料及び年金を支払う必要がない。実用新案では年金に代えて更新手数料を支払わなければならない。
- － 実用新案権は 4 年間有効であり、保護期間は最初に 4 年目から 8 年目まで、次に 8 年目から 10 年目まで延長することができる。更新手数料の額は附属書 F I. I に記載されている。

国際出願が実用新案及び特許の双方を求めるものである場合、出願人は国内段階移行に適用される期間内に（概要を参照）、次の要件を充足しなければならない。

- (i) 実用新案の登録手数料及び特許出願の国内手数料の両方を支払う。
- (ii) 特許についてはフィンランド語、スウェーデン語又は英語による国際出願の翻訳文 1 通、実用新案についてはフィンランド語又はスウェーデン語による国際出願の翻訳文 1 通を提出する。
- (iii) 委任状を（該当する場合）2 通提出する。

F I. 17 出願変更

出願人が特許出願の国内段階移行のための要件を満たした後であれば、国際特許出願を実用新案出願に出願変更することができる。

実用新案出願は、特許出願日に行われたものとみなされる。特許出願は、実用新案出願に変更された場合であっても、出願人が特許出願を明確に取り下げない限り、引き続き係属する。出願変更は附属書 F I. I に表示された所定の手数料支払を条件とする。次の場合には出願変更を請求することができない。

- － 国際出願日から 10 年経過後
- － 却下、拒絶、取下げとなった特許出願、又は付与特許について

手数料

(通貨：ユーロ)

特 許

基本手数料	540
－電子出願の場合	430
翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料	140
15個を超える各請求の範囲の手数料	50
追加手数料 (FI.08参照)	370
公告手数料	540
公告書類が電子的に提出された場合の公告手数料	430
回復手数料	90
－出願が以前に回復されたことがある場合	160
権利の回復手数料	500

年 金

－最初の3年分	135
－第4年度	160
－第5年度	210
－第6年度	240
－第7年度	270
－第8年度	320
－第9年度	375
－第10年度	430
－第11年度	480
－第12年度	535
－第13年度	590
－第14年度	640
－第15年度	700
－第16年度	750
－第17年度	800
－第18年度	860
－第19年度	910
－第20年度	965

遅延支払のための割増料 該当する年金の20%

優先権回復手数料 500

実用新案

登録手数料	280
－電子出願の場合	230
翻訳文又は写しの遅延提出のための追加手数料	120
5個を超える各請求の範囲の手数料	25

更新手数料：

－ 4 年分.....	300
－ 遅延支払のための割増料.....	60
－ 2 年分.....	250
－ 遅延支払のための割増料.....	60
優先権回復手数料.....	500
権利の回復手数料.....	500

手数料の支払方法

手数料はユーロ建てで支払う。すべての手数料の支払には、国内出願番号（不明であれば国際出願番号を使用することができる）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

手数料の支払は次のいずれかの方法によることができる。

- (i) 国内官庁におけるクレジットカード・デビットカードによる支払
- (ii) 次の銀行口座のいずれか 1 つ宛の振込

Nordea Bank Abp

口座番号：FI9716603000104227

BIC Code: NDEAFIHH

Danske Bank A/S, Finland Branch

口座番号：FI3489199710000732

BIC Code: DABAFIHH

出願人は、国内官庁が手数料全額を受理する支払方法を選択しなければならない。

様 式（附属書F I . II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 F I . II 国内処理請求書（特許）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_fi.pdf

附属書 F I . III 国内処理請求書（実用新案）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_fi.pdf